

公立大学法人京都市立芸術大学客員教授規程

(平成24年8月2日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学(以下「法人」という。)の客員教授に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 客員教授は、非常勤の教員とする。

(要件)

第3条 客員教授は、法人の教員選考基準に定める教授と同等以上の資格を有する者とする。

(業務)

第4条 客員教授の従事する業務は、次のとおりとする。

- (1) 専攻の領域における教育又は研究
- (2) その他理事長が必要と認める業務

(委嘱)

第5条 客員教授は、教育研究審議会の議を経て、理事長が委嘱する。

(報酬等)

第6条 客員教授の報酬、勤務時間その他勤務条件については、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤講師就業規則の規定を準用する。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。